

委員会 質疑

総務経済委員会

令和元年12月9日に委員会を開催しました。委員会での質疑は次のとおりです。

【議案第26号について】

問 各地区センターの防災、福祉、コミュニティなどの各部門長の身分は

答 各部門長は、各地区の会則で決めます。

問 各地区センターの事業は、各地区の会則で定めるのか

答 各地区で決めていくという考え方です。

問 公民館条例で禁止となっていた宗教活動、営利活動などは、センターになれば行えるのか

答 今後規則を定めますので、その中で検討していきます。

問 部門長などの報酬はどうなるのか。また、地区でばらつきが出るので、市で定額を定めることはできるのか

答 交付金の枠の中で考えていただくこととなります。

問 各部門の責任者は、兼任することはできるのか

答 将来的には兼任ではなく、多くの人が地区センターの運営に携わっていただきたいので、専任をお願いしていきます。

問 市は地区センターに必要な支援をどのように行うかを示すべきでは

答 運営がうまくいくまでは支援をし、何か問題があれば、地域に向き一緒になって考えていきたいと思えます。

問 地区センターの予算や補助金はどのように考えているのか

答 基本的には、大きな枠の交付金に一本化し、地区での自由度を高めたい。まずは今までの金額に大きな差が出ないよう、同規模の予算にしたいと考えています。

問 規則はいつできるのか

答 案はできています。これから各地区の意見を聞きつつ、細かいところは決めていきます。

問 【議案第28号について】 体育施設使用料を以前と同額にした理由は

答 センター化によって市民サービスの低下にならないように、据え置きにしました。

その後の委員間討議では、議案第26号から議案第28号までの3議案について、次の意見書提出が決定しました。
「御前崎市地区センターに関する3条例の規則については、各地区の意見・要望を充分反映して制定するよう求める」



地区センターに移行して変わること

- 社会教育の実践の場から、地域づくり活動の場へ利用範囲が拡大します。
- 市窓口は、教育委員会から市長部局（総務部）に変更となります。
- 地区センターの運営に関する『地区センター運営協議会（仮称）』を設立することにより、地域と行政が協働した取り組みが広がります。

地区センターに移行しても変わらないこと

- 施設の管理は、御前崎市で行います。（公設公営）
- 生涯学習などの講座は各地区センターで引き続き実施します。
- クラブやサークルなどの一般利用は、今まで通りです。